

医保第05-6012号
令和4年5月16日

公益社団法人三重県獣医師会
会長 西山 治生 様

三重県医療保健部長

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に伴う犬、猫への
マイクロチップ装着等の義務化について（依頼）

平素は、三重県の動物愛護管理行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正については、令和2年5月29日付医保第05-6015号及び令和3年4月14日付医保第05-6005号により通知したところですが、今般、令和4年6月1日施行分（犬、猫へのマイクロチップ装着等）について、環境省自然環境局長より、別添のとおり通知がありました。

これに伴い、動物診療所における犬、猫へのマイクロチップの装着、所有者等の義務及び狂犬病予防法の特例等について、下記のとおり規定されましたので、ご了知いただくとともに、貴会員への周知及び犬、猫の所有者への周知、指導にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 動物診療所における犬、猫へのマイクロチップ装着（法第39条の2、3関係）

（1）マイクロチップの装着を行う者

マイクロチップの装着は、獣医師又は愛玩動物看護師（診療補助として、獣医師の指示の下に行われる場合に限る）が行うこととされました。

（2）マイクロチップの規格

装着するマイクロチップは、国際標準化機構（ISO）が定めた規格第11784号及び第11785号に適合する製品とされました。

（3）マイクロチップ装着証明書

マイクロチップを装着した獣医師は、別添「マイクロチップ装着証明書」（様式第22）を飼い主に発行することとされました。

この証明書は、飼い主が指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会（環境省データベース）に登録申請を行う際に必要となるため、紛失した場合には、装着した獣医師に再発行を求めることができることとされています。

2 所有者の義務等（法第 39 条の 2、4、5、6 及び 8 関係）

所有者の義務等については、犬猫等販売業者（ペットショップ、ブリーダー等）とその他の所有者に分けて、以下のとおり規定されています。

<所有者の義務等>

		犬猫等販売業者	その他の所有者
マイクロチップ（MC）の装着※1		義務 （取得後 30 日以内）	努力義務
環境省データベース（DB）への登録	取得後に MC を装着した場合	義務 （装着後 30 日以内）	義務 （装着後 30 日以内）
	MC 装着済、DB 未登録の犬猫を取得した場合	義務 （取得後 30 日以内）	任意
所有者変更時の変更登録（変更後の所有者が実施）	MC 装着済、DB 登録済で、登録証明書がある場合	義務 （取得後 30 日以内）	義務 （取得後 30 日以内）
	MC 装着済、DB 登録済で、登録証明書がない場合	義務 （取得後 30 日以内）	任意
変更届： 所有者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、犬猫の所在地、名、毛色その他の特徴		義務 （変更後 30 日以内）	義務 （変更後 30 日以内）
死亡等の届： 死亡、取外し※2		義務 （遅滞なく）	義務 （遅滞なく）
施行前から所有している犬猫に関する経過措置	MC 未装着： MC の装着、登録	努力義務※3	任意
	AIPO 等登録済： DB への移行登録	義務 （6 月 30 日まで）	任意

※1 装着部位周辺に重大な疾患がある場合等、犬、猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあると獣医師が判断した場合は、装着義務は免除されます。

※2 マイクロチップの取外しは原則禁止されていますが、例外的に、装着部位周辺の診療、MRI 画像診断等を行う必要がある場合で、獣医師が取り外す必要があると判断した場合は取り外しが認められます。

※3 繁殖用の犬、猫について、その子犬、子猫の譲渡の日までにマイクロチップの装着及び登録が努力義務となっています。

3 狂犬病予防法の特例制度（法第 39 条の 7 関係）

犬の所在地の市町村が、狂犬病予防法の特例制度に参加している場合、環境省データベースにマイクロチップの情報登録を行うと、マイクロチップが狂犬病予防法の鑑札とみなされ、従来のメタルの鑑札の装着が不要となります。

三重県内市町の参加の意向については現在とりまとめ中ですが、まとまりましたら、県のホームページに掲載します。

なお、注射済票については、特例制度に参加している場合でも、従来通り装着が必要です。

○三重県ホームページ「動物関係」

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/70448044509.htm>

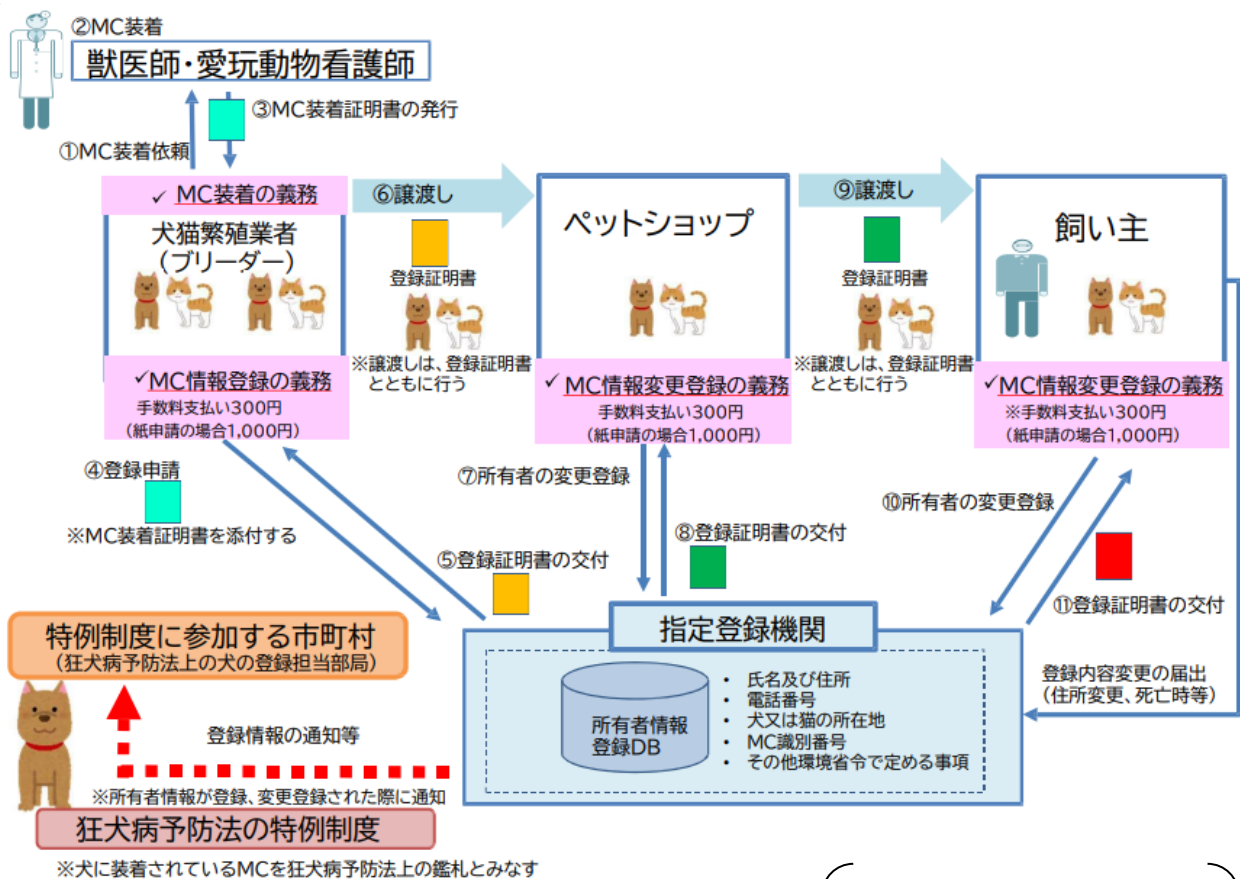
4 犬と猫のマイクロチップ情報登録ホームページ

(令和4年5月31日まで) <https://pre.mc.env.go.jp/index.html>

(令和4年6月1日以降) <https://reg.mc.env.go.jp>

※マイクロチップ装着証明書の様式や普及啓発用リーフレットについても、こちらのホームページの「ダウンロード・リンク一覧」に掲載されています。

参考 マイクロチップ装着・登録のながれ



事務担当

医療保健部食品安全課

生活衛生・動物愛護班

尾崎 由佳

TEL 059-224-2359

FAX 059-224-2344